

4-5. 沖縄県市議会議長会表彰規程

昭和 47 年 8 月 8 日
制 定

改正 昭和 50 年 8 月 13 日

(中略)

平成 9 年 12 月 2 日

第 1 条 次の各号の一に該当する者は之を表彰する。

- (1) 市議会議長として 4 年以上在職し功労のある者又はあった者。
- (2) 市議会議員として 8 年以上及び 12 年以上在職し功労のある者又はあった者。
- (3) 市議会事務局長及び沖縄県市議会議長会事務局長として在職 10 年以上、その他の職員として在職 15 年以上にして功労のある者又はあった者。
- (4) 市議会議長、議員もしくは事務局職員としてその功労特に顕著なる者に対しては、前各号の年数にかかわらず表彰することができる。

2 次の各号の一に該当する者は之を特別表彰する。

- (1) 市議会議長として 8 年以上、12 年以上、16 年以上及び 20 年以上その職にある者又はあった者。
- (2) 市議会議員として 16 年以上、20 年以上、24 年以上、28 年以上、32 年以上、36 年以上及び 40 年以上その職にある者又はあった者。
- (3) 市議会事務局職員及び沖縄県市議会議長会事務局職員として 20 年以上、25 年以上、30 年以上、35 年以上及び 40 年以上、又は事務局長として 15 年以上、20 年以上及び 25 年以上その職にある者又はあった者で勤務成績特に優秀な者。

第 2 条 在職年数の計算は就職の月から起算し、退職又は死亡の月をもって終る。

2 退職した後再就職したときは、前年の在職年月数は合算する。

3 退職した月において再就職したときは、再就職の在職期間は再就職の翌月から起算する。

第 3 条 市制を施行(編入を含む)した町村の議会議長、議員及び事務局職員の勤務年数は、第 1 条の勤続年数に通算することができる。ただし、この場合

表彰を受ける者については、それぞれ市議会議長、議員及び事務局職員である者又はあった者であることを要す。

第4条 表彰は、会長之を調査し、毎年定期総会において行なうものとする。

第5条 表彰は、表彰状に記念品を添えて之を贈呈するものとする。

第6条 本規程施行に関する細則は会長が之を定める。

附 則(昭和47年8月8日)

この規程は、昭和47年8月8日から施行する。

附 則(昭和50年8月13日)

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年8月12日)

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。但し、施行日前に退職した者には、この規程は適用しない。

附 則(平成6年12月2日)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年12月2日)

この規程は、平成9年12月2日から施行する。